

邑楽町教育委員会会議録	
開会年月日時刻	令和2年6月26日(金) 午前9時30分
閉会年月日時刻	令和2年6月26日(金) 午前10時35分
開会の場所	邑楽町役場2階201会議室
議案事項	<p>議案第20号 邑楽町立学校給食センター設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第21号 邑楽町立学校修学旅行等の中止又は延期に伴うキャンセル料等補助金交付要綱について</p> <p>議案第22号 邑楽町芸術文化事業持続化給付金交付要綱について</p> <p>議案第23号 邑楽町健康づくり機器等購入費補助金交付要綱について</p>
その他	<p>1) 令和元年度邑楽町教育委員会点検評価報告書について</p> <p>2) 生涯学習課 令和元年度事業実績について</p> <p>3) 令和2年7月行事予定について</p> <p>4) 次回教育委員会について</p> <p>5) その他</p>
出席者	<p>教 育 長 藤 江 利 久</p> <p>委 員 黒 澤 幸 男</p> <p>委 員 岡 田 真 幸</p> <p>委 員 谷 津 洋 子</p> <p>委 員 中 村 郷 志</p>
説明員	<p>学校教育課長 中 繁 正 浩</p> <p>生涯学習課長 田 中 敏 明</p> <p>教育委員会書記 高 橋 克 徳</p>

会議録

議長（藤江）

ただ今より、6月定例教育委員会を開会いたします。
それでは今回の議事録署名人を決定いたします。
岡田委員、中村委員にお願いします。
続きまして、教育長事務報告をさせていただきます。

前回の教育委員会から今回の教育委員会まで、行事予定表を基に主なものを説明させていただきます。

5月27日は邑楽郡教育長会議を館林市役所で行いました。会議終了後に教科書採択協議会があり、今年度の採択協議会の内容及び採択に関わる委員の仕事内容について確認しました。29日は全員協議会がありました。6月1日より学校再開となり、分散登校にて始まることを報告いたしました。6月1日は石塚邑楽町スポーツ推進委員会会長からコロナ感染予防対策のためのマスク等の寄附があり同席しました。この日から学校が分散登校で再開されました。3日は課長会議がありました。4日は板倉町に生産工場がある第一石けん様より、学校用に薬用ソープの寄附がありました。8日から12日まで6月定例会でした。教育委員会に関わる一般質問では、プログラミング教育についての進捗状況、学校給食費返戻金の規則について、邑楽町公共施設のネーミングライツの質問がありました。15日は課長会議があり、学校では簡易給食での学校給食が再開となりました。16日は長柄小学校の臨時事務員の面接がありました。17日は邑楽郡教育長会を邑楽町役場の会議室で行いました。18日は管内校長会を行い、学校再開後の子どもたちの様子などについて話し合いました。20日は文化財保護調査委員会があり、令和2年度の計画をお願いしました。22日からは給食に食缶が追加されました。23日は社会教育委員会議が開催され、委嘱状を交付しました。

議長（藤江）

何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議事に入らせていただきます。最初にお諮りしますが、その他の1) 令和元年度邑楽町教育委員会点検評価報告書について意思決定過程中案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

会議録

議長（藤江）	<p>異議なしと認めます。これらにつきましては非公開とし、公開案件審議終了後に協議します。</p>
	<p>それでは、議案第 20 号 邑楽町立学校給食センター設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則について、中繁学校教育課長より説明をお願いします。</p>
学校教育課長（中繁）	<p>今回の改正につきましては、今年 3 月に給食費の日割り計算関係で一部改正した内容の内、分かりにくい表現があったことと、給食を停止する手続きについて、停止期間の変更などがあった場合、どうすればよいか分からないと言うご意見が寄せられましたので、内容の一部を改めるものでございます。改正内容ですが、まず、第 5 条の第 1 項第 2 号において、「欠食した」という表現を使用していましたが、この表現が一般的ではなく誤解を与える可能性があることから、「給食を受けない」に改めるものです。「欠食した」と言うことと「食べなかった」と言うことが含まれると解釈をされてしまう可能性があることから、給食を「食べなかった」ではなく給食の提供を「受けなかった」とするものでございます。給食の提供を受けたけれども、その給食を食べなかった場合があったとします。この場合、給食を「受けなかった」ことにはなりません、その給食を「欠食した」ことになってしまいます。調理されて目の前まで来た給食を何らかの理由で食べなかった場合でも、その分の給食費は還付の対象になるということを守るための文言の訂正でございます。次に、第 2 項を新設し、第 1 項の規定では「学校給食停止願」に停止期間を記入して提出する訳ですが、その停止期間に変更があった場合にどうすればよいかを定めるものでございます。</p>
議長（藤江）	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。</p>
教育委員（岡田）	<p>ケガなどで入院した場合や不登校などで休んでいる期間が短くなった場合に対象になるということですね。</p>
学校教育課長（中繁）	<p>そうです。</p>
教育委員（中村）	<p>変更願の提出に決まりはありますか。</p>

会議録

学校教育課長（中繁）	食材の用意があるので、5日前には提出をお願いしたいと思います。
議長（藤江）	ほかにありますか。ないようですので、議案第20号邑楽町立学校給食センター設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則について、ご承認いただけますでしょうか。 （賛同の声あり）
議長（藤江）	議案第20号邑楽町立学校給食センター設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則についてを提案どおりに決定します。 次に、議案第21号邑楽町立学校修学旅行等の中止又は延期に伴うキャンセル料等補助金交付要綱について、中繁学校教育課長より説明をお願いします。
学校教育課長（中繁）	この補助金交付要綱は、今般のコロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業を受けて、修学旅行が中止又は延期になりキャンセル料等が発生することから、その経費に対し補助するものでございます。補助対象経費は、修学旅行等の中止に伴うキャンセル料、延期等の場合の追加料金など及びその他必要と認める経費とし、予算の範囲内で補助するものでございます。学校において一括して対応することになることから、学校長が必要書類を添えて申請をしていただきます。附則において、この要綱の有効期限は今年度限りとしております。
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。
教育委員（黒澤）	直前に病気などで参加できない場合は、保護者が負担するということがよいですか。
学校教育課長（中繁）	そうなります。
教育委員（中村）	キャンセル料などは学校によって金額が違いますか。
学校教育課長（中繁）	宿泊先などの規定により違います。また、修学旅行自体が取り止めになってしまうと旅行会社の企画料に対してもキャンセル料が発生すること

会議録

	<p>もあります。</p>
議長（藤江）	<p>ほかにありますか。ないようですので、議案第 21 号 邑楽町立学校修学旅行等の中止又は延期に伴うキャンセル料等補助金交付要綱について、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
議長（藤江）	<p>議案第 21 号 邑楽町立学校修学旅行等の中止又は延期に伴うキャンセル料等補助金交付要綱についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に、議案第 22 号 邑楽町芸術文化事業持続化給付金交付要綱について、田中生涯学習課長より説明をお願いします。</p>
生涯学習課長（田中）	<p>この給付金は、新型コロナウイルスの影響で中止または延期となった、町内で実施予定の芸術文化事業のうち、3 万円以上の支出がされている事業について、主催者に一律 5 万円を給付するものです。</p> <p>給付金を交付することにより、主催者には再度、町民に向けて芸術文化事業に取り組んでいただきたいと思います。施行日は 7 月 1 日を予定しており、令和 2 年 3 月 1 日から適用することとなっています。この要綱においても有効期限を今年度限りとしております。</p>
議長（藤江）	<p>対象団体はどのくらいありますか。</p>
生涯学習課長（田中）	<p>把握しているのは十数団体です。予算としては 20 件分 100 万円を計上しております。</p>
教育委員（黒澤）	<p>4 月に予定していたもので中止したものでも対象になりますか。</p>
生涯学習課長（田中）	<p>附則において、令和 2 年 3 月 1 日から適用することになっていますので対象となります。</p>
教育委員（岡田）	<p>貸館が対象ですか。</p>

会議録

生涯学習課長（田中）	<p>そうです。町主催の事業は対象になりません。個人や実行委員会などが町内で会場を借りて開催するために、ポスターなどを作成したが中止になってしまった場合に、この給付金を活用して再度開催してくださいというものです。</p>
議長（藤江）	<p>会場が町立の公民館でなくても対象ということですね。</p>
生涯学習課長（田中）	<p>会場は町立公民館に限らず町内で予定していたものであれば対象になります。</p>
議長（藤江）	<p>ほかにありますか。ないようですので、議案第 22 号 邑楽町芸術文化事業持続化給付金交付要綱について、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
議長（藤江）	<p>議案第 22 号 邑楽町芸術文化事業持続化給付金交付要綱についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に、議案第 23 号 邑楽町健康づくり機器等購入費補助金交付要綱について、田中生涯学習課長より説明をお願いします。</p>
生涯学習課長（田中）	<p>この補助金は、新型コロナウイルス対策の一環として、健康の維持及び増進に寄与するために、自宅で使用する健康づくり機器等を町内で購入した者に購入費の 2 分の 1、1 万円を上限に補助金を交付するものです。多くの町民の方に、自宅で健康づくりを進めていただくことを目的としています。ただし、1 世帯につき 1 件のみ対象としています。施行日は 7 月 1 日を予定しており、この要綱においても有効期限を今年度限りとしております。</p>
議長（藤江）	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。</p>
教育委員（岡田）	<p>町内のお店で購入しないと対象にならないということですね。</p>

会議録

生涯学習課長（田中）	はい。町内のホームセンターやスポーツ店などで7月1日以降に購入した場合が対象になります。
議長（藤江）	ほかにありますか。ないようですので、議案第23号邑楽町健康づくり機器等購入費補助金交付要綱について、ご承認いただけますでしょうか。 （賛同の声あり）
議長（藤江）	議案第23号邑楽町健康づくり機器等購入費補助金交付要綱についてを提案どおりに決定します。 次に、その他の2) 生涯学習課 令和元年度事業実績について、田中生涯学習課長より説明をお願いします。
生涯学習課長（田中）	生涯学習課の令和元年度事業実績報告につきまして、皆様に配布させていただきました。令和元年度の生涯学習課事務局および所管の5施設の事業報告ならびに利用状況についてまとめたものです。ご一読いただければと思います。よろしくをお願いします。
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、次に、その他の3) 令和2年7月行事予定について、中繁学校教育課長・田中生涯学習課長説明をお願いします。
学校教育課長（中繁）	学校教育課の7月の主な予定行事を読みあげる。
生涯学習課長（田中）	生涯学習課の7月の主な予定行事を読みあげる。
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。
教育委員（岡田）	町内対抗野球はどうなりますか。
生涯学習課長（田中）	体協の主催事業は9月いっぱいまでは中止となっていますので、町内対抗野球大会も中止となります。

会議録

教育委員（岡田）	町民体育祭はどうか。
生涯学習課長（田中）	町民体育祭は、本日行われるスポーツ推進審議会で意見をお聞きし、大会長である町長が決定することになっています。
議長（藤江）	ほかにありますか。ないようですので、その他の4) 次回の教育委員会についてですが、7月22日（水）午前9時30分からお願いしたいのですが、どうでしょうか。
	（賛同の声あり）
議長（藤江）	それでは次回の教育委員会は7月22日（水）午前9時30分から行うことに決定しました。 次に、その他の6)その他として皆さんから何かございますか。
学校教育課長（中繁）	3点ございます。1点目ですが、総務課において、公用車を2台購入したことに伴い、邑楽中学校及び邑楽南中学校にそれぞれ1台ずつ公用車を総務課から譲り受け配置しました。なお、小学校4校には既に公用車は配置されています。2点目ですが、議会の6月定例会の中で議案の採決がありました。学校教育課関係では、工事請負契約ということで「邑楽町立中野東小学校外壁改修等工事」と「邑楽町立中野東小学校トイレ等改修工事」の2件を上程いたしました。工事契約では、予定価格が5千万円以上の場合、議会の議決を受けなければならないという地方自治法の決まりがございます。議決の結果、「邑楽町立中野東小学校外壁改修等工事」につきましては議員の全員賛成で可決、「邑楽町立中野東小学校トイレ等改修工事」につきましては議員の賛成多数で可決されました。3点目ですが、9月26日（土）に予定されていた小学校の運動会と9月29日（火）に予定されていた中学校の体育祭は、それぞれ開催を中止することになりました。学校が4月11日から5月末まで臨時休業になっていたため、授業時間確保のため練習や準備が十分にできないことや児童生徒、保護者、来賓の方などを感染リスクから守ることが困難であることから、町内の6校すべてにおいて中止にするということでございます。以上、報告いたします。

会議録

議長（藤江）

ほかにございますか。ないようですので、以上で公開案件は終わりにします。

次に非公開案件に入ります。その他の 1) 令和元年度邑楽町教育委員会点検評価報告書についてを議題とします。

以下非公開

以上で6月の教育委員会を閉会します。